



建言書

2779





建言書

大正十一年四月  
隈侯爵奇勝



愛媛俱樂部負某等謹言  
 閣下總理大臣伯爵大隈重信君  
 閣下呈請閣下板垣伯  
 伏シテ惟ハ曩日閣下  
 卜共其齋論也實與閣下  
 大命ヲ奉シテ内閣ヲ組織セラル  
 今ヤ天下ノ人皆翹首シテ謂ラク  
 弊ヲ痛論シ政治上ノ大革新ヲ唱



道セル自由進歩ノ二大黨ハ期セ  
スシテ合一シ而シテ之カ首領ヲ  
ル大隈板垣ノ二伯ハ其幕僚ヲ率  
ヒ入りテ政府ノ樞機ニ當レリ必  
スヤ其宿論ヲ實地ニ施用シ豁然  
トシテ中外ノ耳目ヲ一新スルノ  
舉アテシト爾末茲ニ三閱月熟ラ  
現内閣カ經過ノ跡ヲ見ルニ諸公  
カ銳意勵精政治ニ心ヲ用ユルノ  
深キモ夫ノアルハ誠ニ之ヲ諒トス

ルニ足レリ然レモ退ヲ竊ニ沈思  
スレハ政府部内ニ於ケル積年ノ  
情弊ハ果シテ眞ニ能ク除去セテ  
レタルカ舊情實ニ代フルニ新情  
實ヲ以テスルノ痕ハアテサルカ  
藩閥ハ代フルニ黨閥ヲ以テスル  
ノ憾ハアテサルカ選叙當ヲ失  
ヒ能者進マズ不能者勢ヲ得ルノ  
實アラサルカ各省割據ノ弊風ハ  
果シテ絶無ナルカ兩黨ノ意志臺



閣ノ上ニ相杆格スルノ虞レハア  
ラサルカ内部ノ慰諭調停ニ齟齬  
トシテ施政ノ大眼目ヲ忘却シタ  
ルノ嫌ヒハアラサルカ況ヤ彼ノ  
行政改革ノ如キハ舉國萬衆ノ屬  
目スル所之レカ舉否ハ最モ現内  
閣ノ信用ニ大關係アリ而シテ今  
ヤ巷間ノ風説スル如ク依レハ其  
大要ハ僅々局課ノ廢合ト二三法  
院ノ廢止ニ止マリ其他ハ下級官

吏若干ヲ淘汰ト文官任用令ノ改  
正ニ過キスト云フ某等未タ其眞  
否ヲ知ラスト雖モ若シ果シテ之  
ヲ信ナリトセバ嗚呼抑モ是レ根  
本的改革ナリト云フヲ得ハキカ  
民意ヲ新クシスルノ良法ナリト  
云フヲ得ハキカ某等惑ヒナキ能  
ハサルナリト云フヲ得ハキカ  
夫レ既ニ稱シテ改革ト云フ宜シ  
ク其旧態ヲ改メ其面目ヲ一新ス



ルノ覺悟ナカルハカラス蓋シ藩  
閥時代ニハ藩閥時代ニ適應ナル  
ノ制度アリ立憲時代ニハ立憲時  
代ニ適應ナルノ制度ヲ要ス然ラ  
ハ則チ政治組織ノ全体ヨリ改造  
ヲ加ヘ以テ今日ニ適應セルノ制  
度ヲ設クルハ亦ク是レ目下ノ急  
務ナラスヤ然ルニ區々姑息ノ見  
ヲ以テ強テ藩閥時代ノ旧制度ヲ  
墨守シ而シテ僅ニ其内部ヲ更改

セントス之ヲ喻フルニ旧風ノ家  
屋ヲ存シテ洋室ヲ造ラントスル  
カ如シ焉ク能ク根本的ニ革新ヲ  
實行スルヲ得ンヤ加コルニ彼ノ  
政務調査會ナルモノ至リテハ  
豫シメ改革ノ大方針ヲ定ムル  
ナク行政整理ノ大任ヲ舉ゲテ一  
属僚タル各省次官ニ委ネ僅ニ内  
務大臣ノ之ヲ監督スルニ過キス  
胡為レノ能ク完全ノ効果ヲ収ム



ヘケンヤ  
夫レ當路各大臣諸公ハ在野ノ當  
時ニ於ケル言責上隱黙ノ間ニ國  
民ト政務ノ革新ヲ約束シテ入閣  
セラレタルモノナリ其今日アル  
決シテ區々一身ノ利祿ノ為ソニ  
アラサルヤ論ナキノ此ヲ以テ  
現内閣成立以來國民ハ日夕首ヲ  
延ヘテ改革ノ舉否如何ト注視シ  
ツ、アリ若シ夫レ此際徒ラニ因

循ニ流レ姑息ニ泥ニ頭著ナル故  
治上ノ一大刷新ヲ断行スル能ハ  
スニハ恐ラクハ民心日ニ離レ衆  
望日ニ散シ遂ニ復タ拾収スヘカ  
ラサルニ至ラシク況ヤ又財政ト云  
ト外交ト云ト現時内外ニ横ハル  
大問題ハ一ニシテ足ラズ單ニ内  
部ノ小問題ニ齟齬トシテ曠日瀟  
久之ヲ等閑ニ附シ去ルアラシカ  
彌々信ヲ中外ニ失ヒ望ミヲ上下



ニ絶テ現内閣カ士崩瓦解ノ日ハ  
期セズシテ夫レ到ラシク嗚呼現内  
閣ノ瓦解ハ尚ホ且ツ忍コヘシト  
スルモ事一タヒ茲ニ至ラハ抑モ  
我カ憲政ノ前途ヲ奈何セシトス  
ルヤ夫レ藩閥ノ遺孽ハ今尚ホ政  
界ノ各知ニ伏在セリ彼等ハ機ヲ  
見テ猛然トシテ動カシトセリ現  
内閣ニシテ一タヒ蹉跌スルアラ  
シカ彼等ハ捲土重来ノ勢ヲ以テ

再ヒ國家ノ政權ヲ掌握シ遂ニ之  
ヲ回復スルノ期ナキニ至ラン豈  
嘆スハキノ至リナラスヤ  
此ヲ以テ我カ愛媛俱樂部ハ曩ニ  
現内閣ニ向テ數回ノ建議ヲナシ  
就中各種ノ情弊ヲ打破シテ根本  
的革新ヲ断行スル事内部ノ紛擾  
ヲ杜絶シテ政務ノ進行ヲ期スル  
事ハ二矣ニ就テハ數個ノ項目ヲ  
舉ゲテ極力痛論スル所アリタリ



然レハ是等匡々ノ忠言ハ現内閣  
諸公ノ一顧ニクモ當ラズ今尚ホ  
紛々擾々ノ間ニ日子ヲ經過スル  
ニ至リテハ眞ニ痛恨ノ極ト云フ  
ハシ嗚呼今ヤ國民失望ノ聲ハ漸  
ク野ニ充チ人心ノ倦厭ハ日ニ益  
ス甚シカラントス是レ豈ニ現内  
閣ノ為メ憲政黨ノ為メ一大危機  
ニアラスヤ蓋シ閣下ノ明決シテ  
之ヲ知ラサルノ理ナシ而シテ輒

モスレバ其所信ヲ断行スル  
踏スル色アルカ如キ抑モ何  
ノ故ツヤ蓋シ内閣ノ顧ミテ  
起スル所ノモテアルニ依リテ  
ナキカ内閣ノ顧ミルトハ如何  
内閣ノ不統一即チ是レナリ夫レ  
同主義ノ政黨相合シテ内閣ヲ組  
織ス固ヨリ統一ヲ欠クノ理アル  
ナシ然レハ弊ヲ近時ノ狀況ニ就  
テ沈思瞑想スレバ内閣不統一ノ



幻像ハ歴々トシテ眼底ニ映出シ  
来ルヲ奈何セシテ想フニ現内閣組  
織以来百事晦澁不決ニ流レ一モ  
明快ノ舉措ナキモ其原因實ニ  
此ニ出ツルナリ若シ夫レ果シテ  
然リトセハ其責ノ歸スル所抑モ  
何人ニカアル試ニ内閣官制ヲ  
按スルニ曰内閣總理大臣ハ各大  
臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨  
ヲ秉ケテ行政各部ハ統一ヲ保持

スト又曰内閣總理大臣ハ須要ト  
認ムルハ行政各部ノ如分又ハ  
命令ヲ中止セシメ勅裁ヲ待ツコ  
トヲ得ト由此觀之閣下ノ職責ノ  
重且大ナルコト問ハスニテ知ル  
ハキノミ然ラハ則チ閣僚ノ言動  
其分ヲ超ヘ内閣ノ統一ニ妨ケア  
ル場合ニ於テハ宣シウ之ニ對シ  
テ機宜ノ如分ヲ断行スルコトモ  
亦ヲ實ニ内閣統一ノ責任ニ伴フ



自然ノ結果ナリトス閣下政務ノ  
革新ヲ断行スルニ於テ將タ何ヲ  
カ茲趨邊疑スル所アラシキヲ宜シ  
ク断々乎トシテ其為スハキヲ為  
シ行フハキヲ行ヒ民心ヲ未タ全  
ク離レサルニ維キ信用ヲ未タ全  
ク失ハサルニ保チ以テ憲政完備  
ノ目的ヲ達セシムルヲ某等ノ切ニ  
希望シテ已マサル所ナリ古語ニ  
曰ハスヤ断シテ之ヲ行ハ鬼神

モ之ヲ避クト今日ノ事實ニ断ノ  
一字ニ在リ若シ夫レ進シテ之ヲ  
為シ而シテ蹉跌スレハ尚ホ回復  
ノ望ナキニアラス万一無為無能  
信ヲ天下ニ失フテ倒ルレハ起タ  
ント欲シテ再々起ツ能ハサルナ  
リ是レ今日閣下ノ最モ考量ヲ要  
スル所ナリトス嗚呼宰相ノ職ハ  
國家ノ公器ナリ宜シク上ハ  
至尊ニ對シ奉り下ハ一般國民ニ



對<sub>レ</sub>出處進退其責ヲ明カ<sub>ニ</sub>シ以  
テ政治家ノ公德ヲ全<sub>ス</sub>セ<sub>ラ</sub>レ<sub>ン</sub>  
丁<sub>ヲ</sub> 文<sub>ヲ</sub> 文<sub>ヲ</sub> 文<sub>ヲ</sub> 文<sub>ヲ</sub> 文<sub>ヲ</sub>  
文体ヲ為サス言礼ヲ欠クト  
某等今日ノ事態ヲ默視スルニ忍  
ヒス敢テ鄙言ヲ陳<sub>シ</sub>テ坐右ニ呈  
ス頓首謹言  
明治三十一年九月廿二日  
愛媛俱樂部

内閣總理大臣伯爵大隈重信殿



對... 出... 處... 進... 退... 其... 貴... 力... 明... 以...  
... 治... 家... 之... 文... 德... 不... 金... 十... 五... 十...  
... 天... 地... 人... 之... 道... 此... 為... 大... 道... 之... 宗...  
... 內... 閣... 際... 既... 大... 百... 外... 得... 大... 邦... 重... 計... 議...